

令和3年兵庫県立大学大学院情報科学研究科規程第12号
兵庫県立大学大学院情報科学研究科人権啓発委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学人権啓発委員会規程（平成25年兵庫県立大学規程第96号）第8条第4項の規定に基づき、情報科学研究科人権啓発委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、実施する。

- (1) 人権問題の啓発関すること。
- (2) 地域改善問題の啓発に関すること。
- (3) ハラスメントの防止に関すること。
- (4) その他人権問題に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、情報科学研究科の教授、准教授から情報科学研究科長（以下「研究科長」という。）が指名する者4名以上（神戸商科キャンパス及び神戸情報科学キャンパスに所属する者各2名を含む。）をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、研究科長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すると

ころによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。